

## 鳥取県強い農業づくり交付金交付要綱

制定 平成17年4月21日付第200500009095号  
改正 平成18年4月27日付第200600008558号  
改正 平成19年4月23日付第200700005723号  
改正 平成20年4月11日付第200800007883号  
改正 平成21年7月10日付第200900046020号  
改正 平成21年9月8日付第200900088758号  
改正 平成22年6月14日付第201000005410号  
改正 平成27年3月13日付第201400192204号  
改正 令和2年5月7日付第202000014095号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県強い農業づくり交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に支援することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき別表の第1欄に掲げる対象事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 対象事業を行う別表の第3欄に掲げる者

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付対象経費（対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以上の間接交付金を交付する市町村

2 本交付金の額は、交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額以下とする。

3 設備、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとし、その提出部数は正副2部とする。

3 本交付金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項第2号に規定する間接交付金（以下単に「間接交付金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接交付事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接交付事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接交付金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第6欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接交付事業に係る別表の第6欄に定める変更

(2) 間接交付事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付事業者に対して指示をし、又は間接交付事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実

績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### （間接交付金の支払い）

第12条 補助事業者は、間接交付金に係る本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付事業者に支払わなければならない。

#### （財産の処分制限）

第13条 規則25条第2項ただし書の期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。

2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

#### （間接的な財産処分の承認）

第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

#### （収益納付）

第15条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接交付事業者に収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第16条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第5号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長を経由して提出しなければならない。ただし、別表の第3欄に掲げる事業実施主体のうち、農業者の組織する団体（全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下「全農」という。））が直接交付事業に該当する場合は生産振興課長に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和2年5月 7日から施行する。

別表（第3条、第7条、第8条、第11条関係）

1 対象事業	2 交付対象経費	3 事業実施主体 (直接交付事業)	4 事業実施主体 (間接交付事業)	5 交付率	6 重要な変更
					事業の内容の 変更
1 農業・食品産業強化対策整備交付金  (1) 産地競争力の強化	1 産地収益力の強化に向けた総合的推進に要する経費  〔 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業（有機農業を除く。）、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備、地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組、地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）の取組、資材高騰等のリスク軽減の取組、環境保全（小規模公害防除）の取組、環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組及び病害虫まん延防止対策の取組、水田農業の高収益化に向けた体制整備、農福連携の取組の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復） 〕  上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (3) 耕種作物産地基幹施設整備 (4) 畜産物産地基幹施設整備 なお、(1)～(4)の事業に含まれる取組内容は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	市町村	実施要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1に掲げる者	1/2、 6/10、 11/20、4/10、 1/3 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	(1) 事業の新設又は廃止 (2) 事業実施主体の変更
		農業者の組織する団体（全農）			
	2 産地合理化の促進  以下の事業が実施できるものとする。 (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 (2) 集出荷貯蔵施設等再編利用 (3) 農産物処理加工施設等再編利用 (4) 食肉等流通体制再編整備 (5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 (6) 乳業再編等整備 ア 効率的乳業施設整備 イ 集送合理化等推進整備	市町村	実施要綱別表1のIの事業実施主体の欄の2に掲げる者	1/2、 6/10、 1/3、 1/4、 1/5、 なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	
3 附帯事務費に要する経費 1、2の事業の実施に要する経費等	市町村			1/2	